

東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会
第2回会合

文部科学省資料

1. 地震調査研究推進本部について (p1)
2. 主な海溝型地震の今後30年以内の発生確率と規模 (p2)
3. 東北地方太平洋沖地震に伴う長期評価に関する対応 (p3)
4. 長期評価に関する今後の予定 (p4)

地震調査研究推進本部について

(1) 経緯

- ・ 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国にわたる総合的な地震防災対策を推進するため、地震防災対策特別措置法が議員立法によって制定された。（平成7年7月）
- ・ 同法を基に行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、政府の特別の機関として「地震調査研究推進本部」を設置。

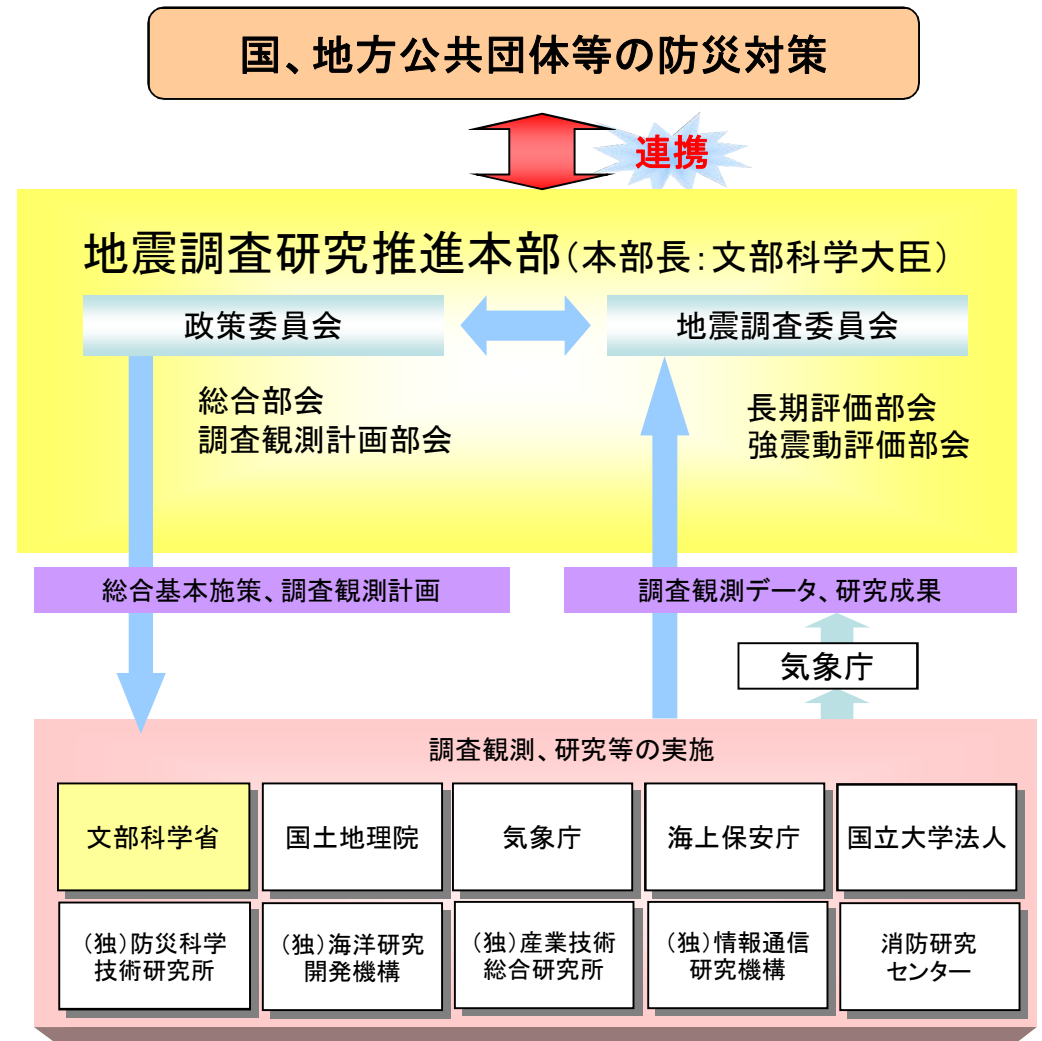
○地震調査研究推進本部の構成

- ・ 本部長は文部科学大臣。本部員は関係府省の事務次官等。
- ・ 本部の下に関係省庁の職員及び学識経験者から構成される「政策委員会」と「地震調査委員会」を設置。

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ① 総合的かつ基本的な施策の立案
- ② 関係行政機関の予算等の調整
- ③ 総合的な調査観測計画の策定
- ④ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- ⑤ 上記の評価に基づく広報

※政策委員会は①～③と⑤を、地震調査委員会は④を担当



※地震調査研究推進本部員：内閣官房副長官、内閣府事務次官、総務事務次官、文部科学事務次官(本部長代理)、経済産業事務次官、国土交通事務次官

主な海溝型地震の今後30年以内の発生確率と規模

(2011年6月9日現在)



東北地方太平洋沖地震に伴う長期評価に関する対応

平成23年6月9日
地震調査研究推進本部
地震調査委員会

1. 長期評価の現状

地震調査委員会では、日本周辺で発生する地震について、その震源域、規模、発生確率等の長期的な評価を行っている。評価の対象の地震は、大きく分けて2種類あり、一つは海溝型地震、もう一つは活断層による地震である。

これまでの長期評価では、観測記録、歴史資料や地形・地質学的調査の成果に基づき、同じ領域で同等の規模の地震が繰り返し発生するという考え方で評価していた。

2. 海溝型地震の長期評価の高精度化へ向けて

今後、長期評価の高精度化に向け、以下のとおり対応を検討する。

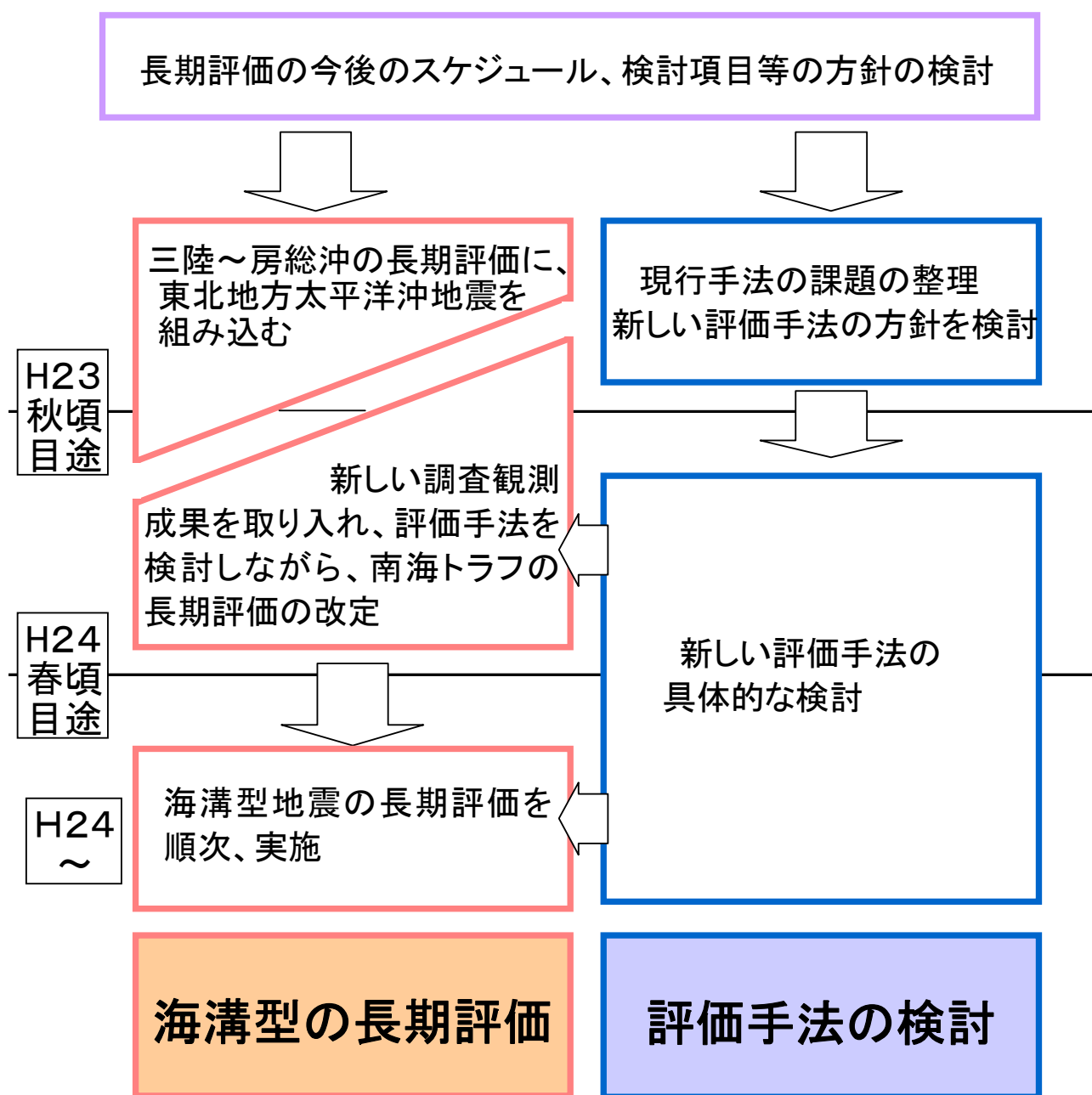
各領域について過去に発生した地震のデータから想定した最も起こりうる地震のみならず、史料や観測記録で発生が確認されていない地震についても以下のようなことを考慮して科学的根拠に基づき想定できるよう、評価手法の改善を図る。

- ・より長期間にわたる地震活動を把握し、過去の地震の規模や活動について高精度に評価をするため、津波堆積物調査、海域における活断層調査等の成果をより積極的に活用する。
- ・プレート運動におけるひずみや応力等の現状をより高精度で把握し、評価に反映させるため、海底の地殻変動等の調査観測の結果を積極的に活用する。
- ・領域間で連動する地震について、領域間の相互作用についても考慮した評価を行う。
- ・より防災に活用されるよう、評価の内容や示し方について検討する。
- ・津波について、事例整理だけでなく、津波高さや浸水域等を評価する方法や、その示し方について検討する。

3. 今後の予定

- ①東北地方太平洋沖地震の現時点の知見を組み込み、三陸沖から房総沖にかけての地震活動について評価を改訂する。
- ②南海トラフの地震については、地震発生確率が高いことや、広域で大きな被害が発生すると考えられ、防災対策を早急に進める必要があること、さらに「東海・東南海・南海地震の連動性評価のための調査観測・研究」等の成果が見込まれることから、評価手法の検討と並行して、長期評価の改訂を行う。
- ③三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価については、調査観測等により知見が得られた後に、再度長期評価の改訂を実施する。
- ④その他の海域についても、順次改訂を検討する。

長期評価に関する今後の予定



※津波について、検討すべき項目、評価の内容、これらを検討する体制について議論する。